5財政安定化基金の創設（イメージ）

趣旨

○ 財政の安定化のため、給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合に備え、一般財源からの財政補填等を行う必要がないよう、都道府県に財政安定化基金を設置し、都道府県及び市町村に対し貸付・交付を行うことができる体制を確保する。
⇒キャッシュフロー不足への対応が基本

市町村において収納不足が生じた場合

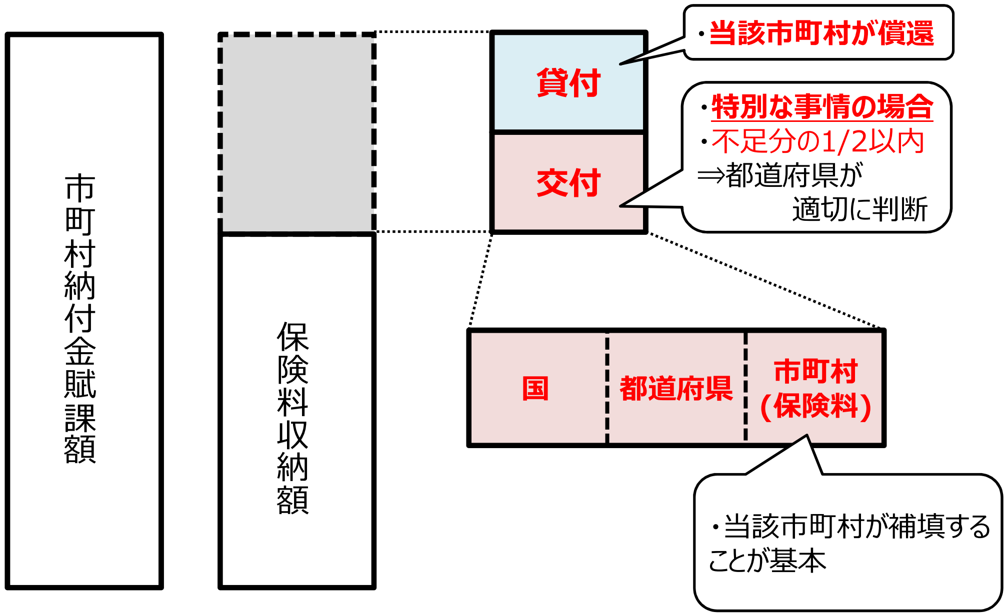

《財政安定化基金から交付する場合》

・多数の被保険者の生活に影響を与える災害（台風、洪水、噴火など）の場合
・地域企業の破綻など地域の産業に特別な事情が生じた場合
・その他、上記に類するような大きな影響が多数の被保険者に生じた場合

都道府県全体で給付増が生じた場合

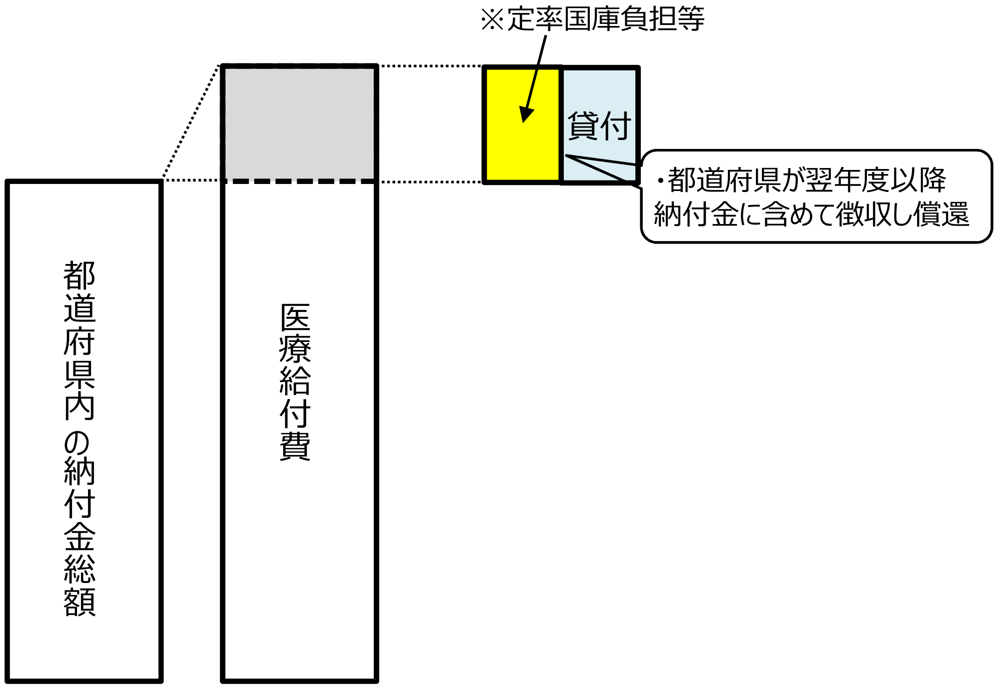

《財政安定化基金から貸付する場合》

・給付費見込みの誤り（上振れ）
・一人当たり医療費の伸び　等
※ 実績が下振れした場合には、国保特会の積立金として繰り越されることとなる